



事務連絡
平成28年4月22日

小郡三井医師会 様

久留米市健康福祉部
医療・年金課

久留米市乳幼児等医療費助成制度及び重度障害者医療費助成制度の拡充について

平素より、本市医療費助成制度の運営につきましては、格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月、福岡県において乳幼児医療費支給制度及び重度障害者医療費支給制度の改正が予定されています。久留米市におきましても、別紙のとおり、久留米市乳幼児等医療費助成制度及び重度障害者医療費助成制度の拡充を実施することになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、別紙のとおり資料を添付させていただきますので、貴会会員への配布と周知にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細な内容及び啓発用のチラシ・ポスター等は7月上旬の配布を予定いたしております。今後とも、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

久留米市健康福祉部

医療・年金課 担当 古賀 木村

TEL 0942-30-9034 FAX 0942-30-9752

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

乳幼児等（子ども）医療費及び重度障害者医療費助成制度の改正について

○乳幼児等（子ども）医療費助成制度

1 改正内容

(1) 名称の変更

「乳幼児等医療費助成制度」⇒「子ども医療費助成制度」

(2) 通院医療費の助成を中学3年生までに拡大

(3) 小学1年生～中学3年生までの入院の現物給付化（医療証発行）（*）

(4) 自己負担（下表の通り）

久留米市		乳幼児等（子ども）医療費助成制度			
		〔現 行〕		〔改 正〕	
中学3年生				〔拡大〕 月3,500円限度 【医療証交付あり】	〔*〕
小学6年生				〔拡大〕 月1,000円限度 【医療証交付あり】	〔現物給付化〕 1日500円 月3,500円限度 【医療証交付あり】
小学3年生				月1,000円限度 【医療証交付あり】	
6歳就学前	月1,000円限度 【医療証交付あり】	1日500円 月3,500円限度 【医療証交付なし】		月1,000円限度 【医療証交付あり】	
3歳未満	月600円限度 【医療証交付あり】	1日500円 月3,500円限度 【医療証交付あり】		月600円限度 【医療証交付あり】	1日500円 月3,500円限度 【医療証交付あり】
0歳	自己負担なし 【医療証交付あり】	自己負担なし 【医療証交付あり】		自己負担なし 【医療証交付あり】	自己負担なし 【医療証交付あり】
	入院外（通院）	入院		入院外（通院）	入院

2 改正日

平成28年10月1日

（重度障害者医療費助成制度の改正については、裏面をご覧ください。）

○重度障害者医療費助成制度

1 改正内容

(1) 対象年齢

「小学1年生以上」 ⇒ 「3歳以上」

(2) 自己負担（下表の通り）

（久留米市の重度障害者医療の自己負担額一覧表）

	通院		入院	
	現行	改正後	現行	改正後
3歳 ～就学前	【障害者医療の対象ではなかったため、乳幼児医療を適用】 月 600 円限度	<u>【障害者医療対象】</u> 月 500 円限度	【障害者医療の対象ではなかったため、乳幼児医療を適用】 1 日 500 円 月 3,500 円限度	<u>【障害者医療対象】</u> 1 日 500 円 月 3,500 円限度 <u>(※2)</u>
小学1年生～ 中学3年生	【障害者医療対象】 月 500 円限度	【障害者医療対象】 月 500 円限度	【障害者医療対象】 1 日 500 円 月 5,000 円限度 (※1)	【障害者医療対象】 1 日 500 円 月 <u>3,500 円限度</u> <u>(※2)</u>

＝部分が変更点

(※1) 低所得の方 1 日 300 円 月 3,000 円限度

(※2) 低所得の方 1 日 300 円 月 2,100 円限度

(注) 1 つの医療機関ごとに負担（調剤薬局での自己負担無し）。

3 改正日

平成28年10月1日